

トップランナー方式の拡大の方向性

- トップランナー方式は、23業務が検討対象とされ、29年度では18業務に対して導入中。
- 総務省は「(基準財政需要額の)単位費用に計上されている業務」等として23業務を検討対象としているが、各自治体には23業務以外にも多くの業務が存在。

【現在、トップランナー方式が導入されている業務(29年度)】

- ①本庁舎の清掃 ②本庁舎の夜間警備 ③案内・受付 ④電話交換 ⑤公用車運転 ⑥一般ごみ収集
- ⑦学校給食(調理) ⑧学校給食(運搬) ⑨学校用務員事務 ⑩道路維持補修・清掃等
- ⑪情報処理・庁内情報システム維持 ⑫体育館 ⑬競技場(野球場、テニスコート等) ⑭プール ⑮大規模公園
- ⑯庶務業務 ⑰合宿所、研修所等(含む青少年の家) ⑱公立大学運営

【トップランナー方式の検討対象であるが、まだ導入されていない業務】

- ⑲図書館 ⑳博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等) ㉑公民館、市民会館 ㉒児童クラブ、学童館等
- ㉓窓口業務

【トップランナー方式の検討対象とされていない業務の一例】

- 河川維持修繕 ○砂防維持修繕 ○港湾維持管理 ○漁港維持管理 ○高等学校維持修繕
- 特別支援学校の建物・運動場維持修繕 ○教育研修センター施設維持管理等 ○婦人相談所施設管理
- 児童相談所施設管理 ○し尿収集 ……………